



資料1 綾瀬市職員の懲戒処分について

職員の起こした暴行行為及びパワー・ハラスメント行為について、次のように処分した。

◆ 被処分者

所属部名 消防本部
職 位 消防署 (階級：消防士長)
年 齢 42歳

◆ 非違行為等の概要

令和3年3月15日消防署北分署において、当該消防職員が後輩職員(30代)に対して、左足太ももを1回蹴り上げ、左大腿打撲、皮下出血、筋挫傷(全治2週間から3週間)を負わせる暴行行為が発生した。

事件発生後、消防本部において、被害者及び加害者、関係者から聞き取りや事実確認を行い、当事者間での和解が得られたことで、本事案の収束と判断した。

後日、匿名の第三者からの投書により、人事担当課が事件内容を再確認したところ、病院の受診等を確認したため、調査を行い、「綾瀬市職員の懲戒処分に関する指針」に基づき懲戒処分を行ったもの。

◆ 処分の内容

減給処分 3か月 10分の1

◆ 処分年月日

令和3年4月19日

◆ 上記処分に係る監督責任

消防長 (階級：消防監) 戒告
副署長 (階級：消防指令長) 厳重注意

◆ 問い合わせ先

「綾瀬市職員の懲戒処分に関する指針」について 職員課人事研修担当
TEL0467-70-5607 (直通)
非違行為の概要について 消防総務課総務担当
TEL0467-76-2112 (直通)

